

令和 5 年度のヒアリ対策の実施状況

1. 基本方針

令和元年 10 月 21 日ヒアリ関係閣僚会議申合せ事項及び令和元年度に実施された緊急対応を踏まえ、引き続き複数の女王アリを含む大規模な集団への対応及び全国における水際対策を徹底し、さらに改正外来生物法による規制の強化及び関連指針や基準等の適切な運用を通じ、政府一丸となってヒアリの国内定着を防ぐ。

2. 法的規制の強化（環境省、農水省）

令和 5 年 4 月 1 日に改正外来生物法を全面施行するとともに、ヒアリ類を要緊急対処特定外来生物に指定。また、改正外来生物法に係るヒアリ類と疑われる生物が付着等している貨物等の移動制限、移動禁止等の規定について適切に運用。

（実施概要）

要緊急対処特定外来生物に指定されたヒアリ類について、改正外来生物法に基づく規定に従い適切に対応。

3. 水際等における調査及び防除の徹底

○港湾調査の実施（環境省、国交省）

- ・中国等と定期コンテナ航路を有する全国 65 港湾を対象に、年 2 回実施。特にヒアリの侵入の可能性が高い 15 港湾（外貨コンテナ取扱量の多い 10 港湾及びその他過去にヒアリが確認された 5 港湾）において、自治体や港湾管理者が実施する調査等と連携しながら、ヒアリの主な活動期間（春～秋）を通じて月 1 回程度調査を実施。
- ・関係者との連携及びモニタリング強化を目的にモデル港の取組を四日市港において実施し、四日市港におけるヒアリ対策マニュアルを策定。

（実施概要）

各港湾で調査を実施。東京港、横浜港、名古屋港、神戸港、博多港においてヒアリを確認。「四日市港ヒアリ対策連絡会議」を開催し、モデル港である四日市港のヒアリ類対策マニュアルを令和 6 年 3 月に策定。

○空港調査の実施（国交省、環境省）

- ・国際線が定期的に就航する全国 9 空港を対象に年 2 回以上実施。特に貨物取扱量（国際）の多い 3 空港において、ヒアリの主な活動期間（春～秋）を通じて月 1 回程度調査を実施。
- ・その他の空港は国際線の就航実績に応じて実施。
- ・貨物取扱量（国際）の多い 3 空港の周辺部において、ヒアリのモニタリングを実施。

（実施概要）

全国 13 空港を対象に実施。（国際線が定期的に就航している 10 空港は年 2 回実施。特に貨物取扱量（国際）の多い 3 空港においては、ヒアリの主な活動期間（春～秋）を通じて月 1 回程度調査を実施。）現時点で調査によるヒアリ発見実績はなし。全国の空港関係者等に対し、ヒアリの混入の防止とヒアリと疑われるアリの発見

した場合の行政への連絡の徹底を要請。

貨物取扱量（国際）の多い3空港の周辺部において、ヒアリのモニタリングを実施し、ヒアリ発見実績はなし。

○植物防疫所におけるヒアリ調査の実施（農水省）

- ・輸入植物検査時に荷口の目視調査を実施
- ・ヒアリと疑われる昆虫の同定依頼への対応を実施

（実施概要）

令和5年4月から令和6年3月までの間、輸入植物検査時の荷口の調査では発見実績は0件。また、ヒアリと疑われる昆虫の同定依頼が23件あり、ヒアリと同定されたものは0件。

○大規模な集団への対応（大阪港咲洲及び福山港周辺地域）（環境省）

- ・港湾地域及び周辺において、生息リスクの高い場所を中心に春季及び秋季に可能な限り面的にヒアリ確認調査を実施
- ・自治体等が実施する各管理施設等での調査と連携して実施
- ・港湾関係者、関係事業者等への注意喚起を実施。さらに関係自治体を通じた住民、利用者への注意喚起を実施

（実施概要）

大阪港咲洲及び福山港周辺地域において、港湾施設や事業者敷地、公園、緑地、道路等を対象に極力面的にヒアリ確認調査を実施。春と秋の2回の調査を実施し、集団の拡散は確認されず。

○ヒアリ確認地点での防除（環境省、国交省）

- ・発見個体はすべて殺虫処分し、確認地点の周辺2kmにおいて確認調査を実施
- ・周辺2kmの調査はフォローアップとして確認の年から3シーズン目まで実施

（実施概要）

令和5年6月から11月まで19事例を確認。関係機関と連携して薬剤による駆除及び継続モニタリングを実施するとともに、必要に応じて周辺調査を実施し、現時点では、集団の拡散は確認されず。

4. 関係機関・関係者との連携体制の強化

○ヒアリ類に係る対処指針の適切な運用（環境省、国交省、経産省その他省庁）

- ・改正外来生物法を受け、環境省及び国交省が令和5年4月25日に「ヒアリ類（要緊急対処特定外来生物）に係る対処指針」を公布。当該指針に基づき、事業者がヒアリ類発見時の通報体制の整備やヒアリ類の侵入・定着を防止するための措置をとるように適切に運用。

（実施概要）

令和5年4月25日に公布した「ヒアリ類（要緊急対処特定外来生物）に係る対処指針」について、6月1日に施行。加えて、対処指針の解説書類や普及版冊子も作成・公表し、事業者への周知を図った。

○ヒアリ類の消毒、廃棄基準の適切な運用（環境省）

- ・改正外来生物法を受け、令和5年5月に公布予定の消毒、廃棄基準に基づき、ヒアリが発見された際に適切に消毒、廃棄が行われるように運用。

(実施概要)

ヒアリ類及びアリ科の特定外来生物確認時の消毒廃棄の方法を示した基準について、令和5年5月31日に公布・施行。令和6年3月までの消毒命令実績は1件。

- 水際・防災対策連絡会議の枠組みを活用した情報共有と連携強化（国交省、環境省）
 - ・水際・防災対策連絡会議の枠組みを活用し、ヒアリ対策の関係者による情報共有やヒアリ対処指針に関する関係者への詳細な説明の場を設ける等連携強化を推進。

(実施概要)

ヒアリ同定時の情報を全国の水際・防災対策連絡会議メンバーに横断的かつ迅速に展開し、関係者間での情報共有を実施。一部地域を除き会議には環境省も出席。

- 輸入事業者等向け協力依頼（国交省、農水省、経産省、財務省、国税庁）
 - ・ヒアリ類に係る対処指針に基づくヒアリ類発見時の連絡体制の整備やとるべき拡散防止措置などについて関係事業者等に周知を徹底する。
 - ・侵入元対策の必要性や技術情報等について、専門家からの最新の提案を踏まえ情報提供を実施。

(実施概要)

昨年5月に国土交通省及び環境省から協力依頼し、各省から関係団体に周知を実施。

- 船会社等への協力依頼（国交省）
 - ・ヒアリが生息する国から我が国に寄港している国内外の主な船会社等に対し、ヒアリに関する情報収集を依頼。

(実施概要)

昨年6月に、国土交通省から船会社等の関係団体に協力依頼を実施。

5. 新規技術による対策の強化

- 新規技術の導入や関係者との協力による水際対策の強化（国交省、環境省）
 - ・効果的な除草や簡易な舗装面の補修技術の導入等による港湾管理の向上
 - ・ヒアリ探知犬や画像判定技術等の技術導入による調査の効率・効果の向上
 - ・人材育成や役割分担を通じた体制の強化

(実施概要)

環境省において、ヒアリが入り込む舗装面のひび割れなどの簡易な補修技術（環境研究総合推進費）について四日市港等で実証を実施。

環境省において、令和5年10月に、国内の港湾地域においてヒアリ探知犬の実証試験を実施。

6. 侵入元への対策

- 関係者と協力した侵入予防対策（環境省、国交省、農水省、経産省、国税庁）
 - ・中国との連携・協議を継続
 - ・日中韓三カ国環境大臣会合、日中韓生物多様性政策対話、生物多様性条約等の枠

組みを活用した国際連携の強化

・わさび成分やワンプッシュ製剤等の新規技術の検討と事業者による導入の促進
(実施概要)

環境省は、中国由来のコンテナから確認されたヒアリ確認事例2件について、都度、中国側に通報を実施。

昨年11月に「侵略的外来種に関するG7ワークショップ」を開催。G7各国及び関係国際機関等と、侵略的外来種対策に関する取組共有や、国際連携強化に向けた議論を展開し、「侵略的外来種に関するG7声明」を作成。また、同月に開催された日中韓三カ国環境大臣会合においても侵略的外来種対策に関して今後協力を強化していく旨を確認する等、各国との連携を深めているところ。

わさび成分やワンプッシュ製剤等の新規技術については、国内事業者の協力を得て、中国・ベトナムから製品等を輸入する際に試行を実施。

7. 情報発信及び普及啓発

○国民への情報発信（全省庁）

- ・ヒアリ相談ダイヤルやチャットボット、HP等を通じ常時正確な情報を提供
- ・地方公共団体等と連携して適時・適確な情報発信を行い、ヒアリに対する正しい理解を広め、国を挙げた定着防止の取組に理解と協力を得る

(実施概要)

ヒアリ相談ダイヤルで継続的に問合せに対応（昨年4月～今年3月末の対応件数約580件）。チャットボット（自動相談受付）では深夜・休日を含め7.4万件以上（昨年4月～今年3月末）のアクセスに対応。

○関係者へのヒアリ講習会開催（環境省）

- ・従来、ヒアリ類の基礎知識の説明を中心に実施していた自治体・事業者向けの講習会について、新たに対処指針に基づきとるべき措置にも焦点を当てて講習内容を拡充するとともに、オンライン開催も併用して関係事業者の参加機会を拡充。開催に当たっては関係府省庁と連携して周知を図る。

(実施概要)

ヒアリ類の主な導入経路となっている海上コンテナのヒアリ類の確認方法などについての実習を含む港湾関係者向けヒアリ講習会を昨年7月に東京、名古屋、大阪で実施し、対面で約290人、オンラインで約640人が参加（昨年実績：対面のみで約200人）。また、今年1～2月にかけて札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、岡山、福岡の7都市でオンラインを併用しつつ講習会を実施し、約350人が参加（昨年実績：対面・オンライン併用で約270人）。

○消防関係機関・医療関係機関への注意喚起（消防庁、厚労省）

- ・都道府県の関係部局、消防関係機関及び日本医師会等の医療関係機関に対して、ヒアリに刺された場合の傷病者に対する適切な対応や留意事項について周知を図る。

(実施概要)

都道府県の関係部局、消防関係機関及び日本医師会等の医療関係機関に対して、「ヒアリに関する対応について」（令和5年6月9日付け消防庁救急企画室事務連

絡) 及び「ヒアリに刺された場合の医療的留意事項について」(令和5年6月9日付け厚生労働省健康局がん・疾病対策課事務連絡) を発出。